

令和7年第3回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和7年3月21日（金） 午後2時00分 （開会：午後2時30分～閉会：午後3時20分）
場所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長：市塚文夫、副部長：小栗美代子、副部長：池田いずみ、副部長兼指導課長：松山勝洋、学務課長：廣瀬栄子、学校給食課長：大武喜義、生涯学習課長：飯島知枝、協和コミュニティセンター長：大木孝仁 学務課学校総務係課長補佐：稻葉美沙子、学務課学校総務係主任：根本知尋
議案	報告第5号 令和6年度筑西市一般会計補正予算（第10号）の市議会提出について 報告第6号 筑西市コミュニティセンター設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について 議案第10号 筑西市学校運営協議会規則の制定について 議案第11号 筑西市学校管理規則の一部改正について 議案第12号 筑西市就学援助事務取扱規則の一部改正について 議案第13号 学校医及び学校薬剤師の委嘱について 議案第14号 筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について
議事の大要	教育長： ただ今より、令和7年第3回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、2. 報告事項に入ります。（1）令和7年第1回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等がございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。続きまして、（2）筑西市立下館学校給食センター及び明野学校給食センター調理業務等委託事業者の選定結果について、説明をお願いします。 学校給食課長： 報告事項（2）筑西市立下館学校給食センター及び明野学校給食センター調理業務等委託事業者の選定結果に

について、ご説明いたします。

令和7年3月31日をもって、市立学校給食センターそれぞれの調理業務等委託契約が終了する事に伴い、公募型プロポーザル方式で事業者の募集・選定を実施し、新たな事業者を選定いたしました。

下館学校給食センターですが、令和6年度までと同じ事業者である株式会社東洋食品を選定いたしました。契約期間については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。契約金額については、6億8,970万円。配送校は、小学校15校、中学校5校及び県立下館一高附属中学校1校の合計21校、約6,500食での調理業務等の委託となります。

次に、明野学校給食センターですが、これまでの委託業者から変更となり、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を選定いたしました。契約期間については、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間。契約金額については、1億8,150万円。配送校は明野五葉学園1校で、約1,000食での調理業務等の委託となります。

説明は以上となります。

教 育 長： ただいま、報告事項（2）について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひします。
よろしいでしょうか。続きまして、（3）筑西市学校部活動地域展開推進協議会について、説明をお願いします。

生涯学習課長： 報告事項（3）筑西市学校部活動地域展開推進協議会について、ご説明いたします。
令和8年度から、土日の学校部活動が廃止されることを踏まえ、筑西市としても学校部活動の地域展開の準備を進めているところです。それにあたり、令和7年度から筑西市学校部活動地域展開推進協議会を立ち上げ、学校部活動の地域展開を円滑に進められるよう、協議会メンバーの皆様にご意見を賜りながら、筑西市学校部活動地域展開の仕組みづくり等について協議を進めていく予定です。協議会のメンバーとしては、スポーツ団体関係者、文化団体関係者、小中学校及び義務教育学校に在籍する児童又は生徒の保護者、小中学校及び義務教育学校の教職員、そのほか教育委員会が必要と認める者、を想定しており、30名以内で構成する予定です。

今後のスケジュールにつきましては、令和7年4月に第1回協議会を開催し、学校部活動の地域展開に関する筑西市の方針を決定する予定です。その後、計画の策定や補助制度の整備に向けて、年間で4回の協議会開催を予定しております。また、第1回協議会での話し合いを円滑に進めるため、今年度、2月10日と3月17日に事前ワーキングを2回開催し、関係者の皆様にご意見を頂戴したところです。

説明は以上となります。

教 育 長： ただいま、報告事項（3）について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひします。

草間委員：地域部活動へ移行するのは基本的には土日で、平日は通常通りの部活動を行うということですね。

教育長：そうですね。土日に指導したいという先生については、兼職兼業の届けを出していただくか、ボランティアとして指導していただくか、ということになると思います。

地域移行については、令和8年度がスタートということで、今の中学生1年生が3年生になる時に制度が開始するので、子ども達の混乱が生じないよう精力的に取り組んでいきたいと考えています。

草間委員：土日は別の指導者が指導するということになると、平日の顧問の指導方針と異なるなど、課題もたくさんありますね。

教育長：土日に新しく指導者を配置することは、なかなか難しいと思っています。部員の保護者等により、自主練を行っていただくようなことも想定されるのかな、と思います。その一方で、保護者の方で指導員を探していただくことも考えられる。土日の運用形態については、様々なケースが想定されると思います。

塚本委員：土日に練習試合がある場合は、学校の先生は関与せず、保護者等が引率として試合を行うということですね。平日と土日の形態の連携も難しそうですね。

草間委員：活動中の保険の問題もありますよね。市で加入している保険は適用になるのですか。

生涯学習課長：地域移行後の活動等については、任意の活動となるため、市の保険は適用されず、それぞれのクラブ等で保険に加入していただくのが原則となってきます。

教育長：よろしいでしょうか。

続きまして、3. 議事に入ります。報告第5号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第10号）の市議会提出について」、報告をお願いします。

学務課長：報告第5号「令和6年度筑西市一般会計補正予算（第10号）の市議会提出について」、ご説明いたします。

令和6年度筑西市一般会計補正予算第10号につきましては、第1回市議会定例会の閉会日に追加議案として提出し、可決となりましたので、ご報告いたします。

はじめに、歳出予算補正についてですが、事業名・明野幼稚園施設解体事業、摘要欄・廃棄物処理委託料、補正額・413万4千円、同じく摘要欄・廃棄物運搬委託料、補正額・143万円の増額補正を行うものです。こちらは、筑西市立明野幼稚園施設解体事業において、解体工事を進める中で、焼却灰が発見されたことから、その運搬処分のための費用について補正を行うものとなります。

続きまして、繰越明許費補正についてですが、先程説明いたしました、委託料について、年度内の完了が見込めないことから、翌年度への繰越しを行うものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま、報告第5号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

草 間 委 員： 焼却灰とはどういったものなのですか。

学 務 課 長： 幼稚園が運営されていた時に、園内で焼却していたゴミの燃え殻のことです。昔は、各家庭でゴミを燃やしていた時期がありましたが、学校等においても各校の焼却炉や掘った穴の中でゴミ等を燃やしていました。そのような焼却灰が、今回、幼稚園の解体を進める中で発見されたということになります。その発見された、63 m³の焼却灰の処分費用となります。

焼却灰は土と混ざってしまっていることもあり、その土ごと処分する必要性があり、処分量が多くなってしまっているという状況となります。

教 育 部 長： 廃棄物処理法の中で、焼却灰については産業廃棄物の扱いとなるため、最終処分場まで運搬して処理を行わなくてはならないことから、別途費用がかかってしまうということになります。

教 育 長： よろしいでしょうか。続きまして、報告第6号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、報告をお願いします。

協和コミュニティセンター長： 報告第6号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の一部を改正する議案の市議会提出について」、ご説明いたします。

こちらは、第1回市議会定例会において、「議案第31号筑西市協和ふれあいセンター条例の制定について」として、市議会に上程され、可決されたものとなります。

この内容につきましては、協和保健センター近隣施設の機能集約及び複合化を図るため、老朽化した協和ふれあいセンターの施設を解体し、協和保健センター及び協和多目的研修センターの施設を改修して、協和ふれあいセンター及び協和保健センターの機能を新たに協和ふれあいセンターとして、近隣の協和多目的研修センターと一緒に管理運営を行うにあたり、必要な事項を定めるため、関連する条例を制定、改正及び廃止するものです。なお、協和コミュニティセンター所管の条例改正議案につきましても、本議案とあわせて上程し、可決されましたので、ご報告いたします。

それでは、協和コミュニティセンター所管の条例改正について、ご説明いたします。協和保健センター近隣施設

の機能集約・複合化計画に基づき、老朽化により解体予定の協和ふれあいセンター内にあります「陶芸工房」を協和支所公用車用車庫2区画に所要の改修を行ったうえで、移設集約を行い、令和8年4月から関連施設と一体的な管理運営を開始するため、条例を改正するものとなります。主な改正内容は、筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例の別表第13第1項の表に陶芸室及び使用料金を加えるものです。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま、報告第6号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひいたします。

草 間 委 員： 協和ふれあいセンターとして、同じ敷地内に集約するということではないのですか。

協和コミュニティセンター長： 近隣の3施設を集約複合化して、2施設にするということになります。

教 育 部 長： 久地楽にある現在の協和ふれあいセンター施設が老朽化しているため、協和保健センターと協和多目的研修センターの2施設に協和ふれあいセンターの機能を集約するのですが、陶芸窯だけは、協和支所に移設集約し、協和コミュニティセンターにおいて、陶芸室として管理を行うといったものになります。

教 育 長： よろしいでしょうか。続きまして、議案第10号「筑西市学校運営協議会規則の制定について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第10号「筑西市学校運営協議会規則の制定について」、ご説明いたします。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項の規定に基づき、学校運営協議会を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとなります。

主な内容についてですが、所掌事務、協議会の委員の人数及び委員の任期等を定めるものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま議案第10号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひします。

草 間 委 員： これが下館小学校をモデルとして取り組む協議会の規則になるのですね。法律に基づくもの、と説明がありましたが、もっと早く規則の整備をすることもできたのでしょうか。

教 育 部 長： こちらの法律の条項については、平成16年に創設され、それ以降、平成28年度の改正を経て、全国的に学校運営協議会の整備が進んできております。令和元年頃、市においても導入の検討は行ったようではあります、すでにコミュニティスクールのような、学校と地域団体の関係性ができている等の意見を経て、改めて学校運営

協議会として設置はしなくてもいいのではないかという判断に至ったようです。しかしながら、ここ近年においては、国の制度設計が学校運営協議会の設置ありきで整備されていることもあり、国等の補助要件にも影響が出ることから、法に沿った整備を進めていくと、教育長を中心に進めている状況になります。

草間委員：学校は地域の中心とよく言うが、昔は法的な根拠が何もなかった。これからは、学校運営協議会を立ち上げることで、保護者や地域の人たちと一緒に学校を作っていくというのは、良いことだと思います。

教育長：よろしいでしょうか。それでは、議案第10号について、賛成の方は挙手お願いします。

各委員：【挙手全員】

教育長：挙手全員であります。よって議案第10号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第11号「筑西市学校管理規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学務課長：議案第11号「筑西市学校管理規則の一部改正について」、ご説明いたします。
改正の内容についてですが、事務職員の業務について、国及び県から学校事務職員が担うべき業務の範囲等の明確化を図り、学校組織として唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、より一層校務運営に参画できる環境の整備を推進するよう求められていることから、事務職員の標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとなります。また、学校運営協議会を設置した学校における学校評議員の取り扱いについて定めるものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長：ただいま議案第11号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

草間委員：以前は、事務職員自身が業務の内容を決めて取り組んでいたという状況もあったが、そのために規則を改正するものなのでしょうか。

教育長：今回の改正は、共通認識のもと平等に業務の割り振りを行っていくという方針での改正となります。今まででは学校ごとに事務職員の業務が異なっており、今回の改正によって、しっかりと線引きを行うものとなります。
よろしいでしょうか。それでは、議案第11号について、賛成の方は挙手お願いします。

各委員：【挙手全員】

教育長：挙手全員であります。よって議案第11号について、原案どおり可決いたします。

続きまして、議案第12号「筑西市就学援助事務取扱規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学務課長：議案第12号「筑西市就学援助事務取扱規則の一部改正について」、ご説明いたします。

主な改正内容についてですが、複雑化している就学援助の対象要件の整理を行うものとなります。また、様式につきましても、児童生徒1人に対し1枚の申請だったものを、保護者等の負担軽減を図るため、世帯ごとの申請に変更するものとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教育長：ただいま議案第12号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第12号について、賛成の方は挙手お願ひします。

各委員：【挙手全員】

教育長：挙手全員であります。よって議案第12号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第13号「学校医及び学校薬剤師の委嘱について」、説明をお願いします。

学務課長：議案第13号「学校医及び学校薬剤師の委嘱について」、ご説明いたします。

今年度、下館小学校、竹島小学校において学校医をお願いしている先生2名及び新治小学校、古里小学校において学校薬剤師をお願いしている先生2名が今月末をもって退任されることから、4月1日より、新たに4名の先生に委嘱を行うものとなります。なお、委嘱期間は前任者の残任期間となる令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教育長：ただいま議案第13号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第13号について、賛成の方は挙手お願ひします。

各委員：【挙手全員】

教育長：挙手全員であります。よって議案第13号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第14号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学校給食課長：議案第14号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部改正について」、ご説明いたします。

例規制定改廃の概要についてですが、学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担軽減のため、各種手続き及び様式について改正するものとなります。

協議

まず、第5条第3項、特例受給食者に係る給食費の徴収方法を「学期ごと」の徴収に改めております。次に、第13条についてですが、年度当初に各学校から提出していただく「給食年間計画報告書」を廃止し、毎月提出していただいている月ごとの「学校給食行事報告書」のみへと変更するものとなります。次に、第14条についてですが、各学校のそれぞれのクラスに何食分の給食が必要になるかを共有するための「給食人員報告書」、「学校給食人員異動報告書」の様式を「学校給食人員報告及び人員異動報告書」の一種類へ変更するものとなります。また、様式の廃止等による様式番号の変更を行っております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

教 育 長： ただいま議案第14号について説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願ひします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第号について、賛成の方は挙手お願ひします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第14号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。

塙 本 委 員： 先日、小学校の卒業式に参加させていただきました。その小学校では来年度から複式学級になるということで、校長からも先々が不安であるというお話がありました。他の小規模校でも複式学級の話題がでてくるのではないかと思うのですが、小学校の統合等について、漠然とした計画があればお聞かせいただきたいです。

教 育 部 長： 次年度、2つの小学校で複式学級となることについては、教育委員会でも把握はしておりました。義務教育学校の整備については、最終的には施設一体型の義務教育学校を目標として取り組んではおりますが、整備を一斉に行なうことは、マンパワーや予算的な観点からも難しい状況であります。また、義務教育学校の整備を進めていく過程で、複式学級化が進んでいく場合には、小学校統合の検討も進めていくこととしています。
現在、複式学級ができる2校につきましては、学校として先進地視察や保護者説明会を実施しており、保護者の意見も踏まえながら、どういった形としていくのが望ましいのか考えていくのが今後の課題と捉えております。

塙 本 委 員： 複式学級については近々の課題になると思っています。現在、協和地区において義務教育学校の整備に向けた準備が進んでいますので、並行して取り組むことも難しいことも理解はしていますが、少しでも早く子どもたちのために課題の解消に向けて取り組んでいただければと思います。

教 育 部 長： 明野五葉学園は、整備に7年の月日を要しており、それを5年間で進めるため、次の準備に向けて、事前調査を2年前倒しして実施しております。既存学校の耐用年数を考慮すると、現時点、義務教育学校の整備については、5年周期で進めていけるのが望ましいと考えていますが、その過程の中で、小学校の統合を行っていくとなると、どのタイミングで統合するのがいいのか。また保護者の意向として、「小規模校の方が教師の目が届いて良い。」という方もいる一方、「競争性があったほうが望ましい。」というように様々な意見もあると思います。小学校の統合をするとしても、どの学校と統合するのが望ましいのか、例えば、小規模校を統合したとしても、1学年で2クラスにはならない場合もあります。市の意向、保護者の意向を踏まえつつ、どのように課題を解消していくのか、少しづつ進めていくことになるかと思います。

教 育 長： 統合の話については、地域からも学校を無くさないでほしいというような意見もありますので、非常に難しい課題と認識しています。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和7年第3回筑西市教育委員会定例会を閉会します。